

15～16世紀エジプトにおける信託財産の 運用方法の多様化

九州共立大学経済学部経済・経営学科講師 久保亮輔

目次

はじめに

I. 問題の所在と本稿の射程

1. ワクフと生活実態の関わりへの視角
2. 15～16世紀エジプトのワクフをめぐる状況と環境変化
3. 本稿で主に参照する法学者と史料

II. 法学書にみられるワクフ経営の実態

1. ワクフの経営状況改善の試み
2. ワクフと質権
3. ワクフ経営における資金の借入れ

4. ワクフの廃止

5. 債務者によるワクフ

III. 不動産運用の一般化と契約的枠組みの 後景化

1. 契約にもとづく賃貸借関係と侵奪
2. ワクフ、孤児の財産、営利物件にたいする特別な配慮

IV. 規範学説との比較

まとめと今後の展望

はじめに

前近代イスラム史の展開においては、ワクフ(waqf)あるいはハブス(habs)と呼ばれる信託制度(以下、ワクフと呼ぶ)が経済社会を支えるチャンネルとして重要な役割を果たしていたことは論を俟たないが、その態様は時代によっても地域によっても大きく異なった。したがって、信託財産の運用実態を実証的に明らかにしようとするならば、特定の時代・地域の経済社会構造との結びつきや相互関連を念頭に置きながら個別事例の検証の積み重ねが必要である。他方で、個々の事例に共通する要素や、類似の現象を生ぜしめた要因などを明らかにし、信託財産の形態やその運用方法を規定する経済社会構造を特定する

作業もまた、同時に進めなければならない。

本稿のねらいは、信託財産の運用実態の一端を明らかにする試みとして、15～16世紀エジプトにおいて信託財産の運用方法が多様化した背景とその意味を、イスラム法⁽¹⁾の学説とのかかわりにおいて検討することである。なぜ法学説に着目するのかは後述するとして、まずはワクフの成り立ちと仕組みについて確認しておこう。

ワクフは、イスラム法学上の議論では、個人が有する財産の所有権の移転を「停止」し、その用途を永久に特定の目的、すなわち慈善(sadaqa)のために拠出する信託行為および信託財産のことと定義される⁽²⁾。所有権の移転が停止された財産は、以後、売買や贈与、相続ができなくなり、その収益はモスクやマドラサ(イスラム法学の研究教育機関)、病

院などの宗教関連施設・公益施設の運営費や、孤児の教育・生活補助、さらには貧者への施しのために用いることが求められた。寄進時にさだめた諸規定は、法廷⁽³⁾で認証を得ることで法的な拘束力を持つようになったことから、ワクフはイスラム法の規定に則って締結される契約でもあった。信託に供する財産や受益対象および管財人を指定し、その運営方針を明文化したワクフ設定文書は、定款としての役割も担った。所有権の移転を停止することから、アラビア語で「停止」を意味するワクフの語が用いられるようになったが、そこから派生してワクフは寄進にかかわる現象や信託財産そのものをさすようになったため、文脈に応じて「信託制度」「寄進事業」「寄進・信託財産」などと邦訳できる⁽⁴⁾。本稿では、主に信託制度および信託財産の意でワクフの語を用いる。ワクフの起源については、古代エジプトの慣行に求める説、ビザンツの教会寄進制度との関連を指摘する説、イスラムの勃興期に求める説などいくつかのバリエーションがあるが⁽⁵⁾、比較的早い時期からその萌芽とみなせる制度はあったと考えてよい。

その後、ワクフはイスラム史の展開のなかで制度としても、また法理論的にも発達するが、とりわけマムルーク朝（1250～1517年）とオスマン朝（1299ごろ～1922年）においてひろく社会に浸透し、両王朝の支配領域の大部分を構成した東地中海地域の経済社会構造を規定した。というのも、ワクフはイスラム法の許で締結される財産行為の1つであり、一旦ワクフに設定された財産は以後イスラム法の規定にもとづき運用することが求められたからである⁽⁶⁾。何より重要なのは、ワクフには永続性が求められたことであり、一旦ワクフに設定された財産は、原則として変更や取り消しが認められなかった。そのため、前近代においてワクフに設定された財の大半は、半永久的に収益を生み出すことができる不動産であった。

しかしながら、いうまでもなく、不動産の

資産価値は付加価値を生み出させる創意工夫がなければ、時間の経過とともに経年劣化や損壊などにより低下する。このことは、ワクフに永続性が求められたことと逆説的關係にあり、ワクフ経営に携わる管財人⁽⁷⁾や法廷の主宰者としてワクフの認証を業務としたカーディー（法官）⁽⁸⁾はもちろんのこと、かれらの経営判断や判決の理論的な後ろ盾となった法学者⁽⁹⁾たちを悩ませてきた。

この難題にたいし、法学者たちは、古典学説ではその合法性が問題視されていた契約や取引を認めることで対応してきた⁽¹⁰⁾。古典学説で想定されていた理念的な社会のあり方と、現実社会との間の齟齬に直面する法学者たちの理論的かつ実践的な営為が、まさにワクフ研究における法学書の史的価値を生み出しているといえる。

まずは、近年の研究潮流をかんたんにサーベイしたうえで、法学書にみられるワクフ経営をめぐる議論に着目する本稿の意義を明らかにしておこう。

I. 問題の所在と本稿の射程

1. ワクフと生活実態の関わりへの視角

近年のワクフ研究は、ワクフ関連文書⁽¹¹⁾にもとづく実証分析が主流となっている。なるほど、ワクフに直接関わった寄進者や受益者にかんする生の情報が記されている点で、ワクフ関連文書は依然としてワクフ研究において第一級の史的価値を有しているといえるだろう。しかしながら、ワクフ関連文書に記されているのは寄進時および規定が改変された時点での情報であり、かつ基本的には契約事項に限られる。いわばワクフ経営の理念が記されたこのワクフ関連文書の内容が、果たしてじっさいに遵守されたのか否かはまた別の問題なのである。

それにたいし、本稿が着目する法学書では、ワクフのあつかいやその法学的な位置づけ、さらには古典学説に照らして問題がある

契約や取引が具体的なケースにそくして述べられている。法学書は、したがって、ワクフ関連文書からはみえてこないワクフ経営のあり様を、とくに生活実態とのかかわりを念頭に置いて問うことのできる史料といえるのである。

また他方で、これまで主に法学・法制史研究の典拠として用いられてきた法学書についても、近年、その性格規定をめぐって新たな議論が提起されている。S. A. アユップは、法学書が理論をあつかう一方で、ファトワー（法学裁定）⁽¹²⁾と法廷記録がじっさいの慣行と社会の現実を反映しているという前提を見直す必要性を主張している⁽¹³⁾。法学書にみられる設例がどの程度社会の現実を反映しているかは慎重に見極めなければならないが、少なくとも各設例のなかに古典学説が想定していなかった社会のあり様を見出すことはできる。

さて、法学書ではしばしば収益を生まなくなったワクフの取りあつかいについて議論されている。先述のように、ワクフは原則として永續することを前提に設定されるものであることから、法学書の議論では、経年劣化したワクフをどのように再生させて所期の収益を確保するか、換言すれば、既存のワクフをどのように継続させるかに主眼が置かれているのである。ワクフの運用方法の多様化は、社会の変化に対応するなかで古典学説を書き換えてゆく過程で生み出されたといえよう。

他方で、法学書の内容を検討すると、ワクフが次第に個人の経済生活と結びついてゆく様子もみてとれる。ワクフ関連文書に依拠した従来の研究が、基本的には権力者を対象にしてきたことを踏まえれば、市井の人びとも対象にしていると考えられる点で、法学書は新たな可能性を有しているともいえる。

以上の問題点を念頭に置きつつ、本稿は15～16世紀エジプトでワクフの運用方法が多様化した背景とその意味を、とくにハナフィー派法学者の議論に着目することで検討する。

15～16世紀エジプトとハナフィー派に着目する理由を明らかにするために、まずはこの時期のエジプトを取り巻く状況を確認しておく。

2. 15～16世紀エジプトのワクフをめぐる状況と環境変化

前述のように、ワクフは13世紀以来エジプトの支配王朝であったマムルーク朝と、1517年にエジプトを征服して属州化したオスマン朝において法理論的に発達し、ひろく社会に浸透した。オスマン朝征服時点のエジプトでは、農地のおよそ4割がワクフに設定されていたともいわれており⁽¹⁴⁾、ワクフがエジプトに暮らす人びとの日常生活をも規定するファクターであったことがわかる。

くわえて、この時期のエジプトでは、ワクフと債権債務関係のつながりが確認できる。オスマン朝征服直後の1527～28年のサーリヒーヤ法廷（カイロ）の記録によれば、持ち込まれた相談内容のうちおよそ半分が負債にかかわる係争であった⁽¹⁵⁾。このように、債権債務関係を結ぶことがいわば常態化していたなかで、ワクフ経営においても資金の借入れや質入れがなされたことが、法学書の内容からわかる。さらに、負債を抱えた人物によるワクフのように、権力者のみならず市井の人びとが相続や借金逃れのためにワクフを利用したと考えられる記述が、法学書ではみられる。ワクフは、したがって、少なくとも15～16世紀エジプトにおいては有力者や資産家のみに許された特権的な行為ではなく、人びとが自らの財産をめぐって取りうる選択肢の1つであった⁽¹⁶⁾。

また、15～16世紀エジプトでは、スンナ派4法学派のなかでもハナフィー派が継続して大きな影響力を持っていた。一般に、マムルーク朝ではシャーフィイー派が他の法学派に優越していたと考えられているが⁽¹⁷⁾、堀井が「マムルーク朝の正統性を法的に承認したハナフィー派が実質的な第一党であった⁽¹⁸⁾」

と述べるように、マムルーク朝においてはハナフィー派とマムルーク軍人の結びつきは強く、オスマン朝期に至ってハナフィー派は公式法学派としての地歩を固めることとなった。マムルーク朝期とオスマン朝期をつうじてワクフ経営に関与し続けたハナフィー派に着目することで、一貫した視点からエジプトのワクフの展開を見通すことができる。

さらに、近年、15～16世紀エジプトの連続性に着目した研究が相次いで発表されている。すなわち、何が断絶したかよりも何が継続したかを問うことで、支配王朝の交代がエジプトの歴史においてどのような意味を持つのかを明らかにする研究が進められている⁽¹⁹⁾。ワクフはまさに、その永続性ゆえに、こうした近年の研究関心に応えうるテーマであるといえよう。チェルケス期（マムルーク朝後期、1382～1517年）からオスマン朝期にかけての長期持続のなかで、ワクフが市井の人びとの間にも浸透したことの意味を問うことで、政治構造の変容とは別の視点からこの時期のエジプトの社会のあり様を明らかにできるのである。

ただし、オスマン朝期エジプトのワクフをめぐる問題は、一方でエジプト社会の実態に根ざしており、他方で司法体制の再編とも関係している。そのため、オスマン朝期エジプトのワクフをめぐる問題を検討するさいには、司法体制のオスマン化を念頭に置いておかなければならない⁽²⁰⁾。

3. 本稿で主に参照する法学者と史料

以上の点を念頭におきながら、本稿では15～16世紀エジプトで活躍したハナフィー派法学者であるタラーブルスィー(al-Ṭarābulusī, 1449～1516年)とイブン・ヌジャイム(Ibn Nujaym, 1520～63年)の所論を主に参照する。タラーブルスィーは、ダマスクスで研鑽を積んだのちに1467～68年ごろにはカイロに移り住んだとされており⁽²¹⁾、その著書『ワクフの諸規則における助け』(al-Is'āf fīḥkām al-

awqāf)では、より善いワクフ経営の方法を説いている。それにたいして、イブン・ヌジャイムは、オスマン朝征服直後のエジプトで生まれ、ハナフィー派を代表する論客として活躍した。その著述活動は多岐にわたるが、比較的小規模なワクフについて議論しているとともに、ワクフと個人の経済生活のかかわりを前提にしている。したがって、彼の所論は市井の人びとのワクフとの関わり方の一端をもスケッチしていると考えられ、その生活実態を明らかにする手掛かりを得ることができる。このことは、従来のワクフ研究の特徴である権力者への関心の集中を克服する可能性を秘めているといえよう。タラーブルスィーもイブン・ヌジャイムもワクフにかんして多面的かつ批判的な議論を展開しているため、エジプトのワクフをめぐる状況や人びとのワクフとの関わり方について知ることができる。

ただし、イブン・ヌジャイムについては若干の注意を要する。イブン・ヌジャイムはオスマン朝による征服直後のエジプトで生まれ育ったことから、先行研究ではマムルーク朝とオスマン朝のちょうど中間に位置する存在とされ、オスマン朝によるエジプトの属州化プロジェクトや、オスマン朝のウラマーとの関係を念頭に置いて取り上げられてきた⁽²²⁾。それは、彼の所論がオスマン化されたエジプト社会の文脈のなかでこそ意味を持つと考えられたからに他ならないが、他方で彼はエジプトの実情を見聞きした「当事者」でもあり、先行研究ではその点が考慮に入れられることはあまりなかった。本稿では、かれの属性のうち、「当事者」としての側面に着目して議論を進めることとする。

Ⅱ. 法学書にみられるワクフ経営の実態

本稿では、ワクフをめぐるタラーブルスィーとイブン・ヌジャイムの所論のうち、ワクフの永続がいかに困難であるかをもっとも如

実に示していると考えられる経営難に陥ったワクフの再生・継続をめぐる議論、およびワクフと個人の経済生活の結びつきをもっとも端的に表現していると考えられるワクフと債権債務関係をめぐる議論を検討する。それにより、15～16世紀エジプトのワクフが置かれた状況とその問題点を浮かび上がらせるとともに、ワクフの運用方法の多様化を推し進めたイスラム法の規定の変化が不動産をめぐる社会の現実を反映していることを指摘する。そのうえで、限られた事例ではあるが15～16世紀エジプトの法学書をそれ以前の法学書と比較してみたい。

1. ワクフの経営状況改善の試み

ワクフ経営においては、その収益は何よりもまずワクフ自体の修繕や維持管理のために用いることが求められるが、イブン・ヌジャイムはワクフ物件を賃借している人物が増築・リノベーションを実施する場合、それがワクフにとって有益ならばたとえ不法な手段であっても認められると説明する⁽²³⁾。

また、ワクフ経営をめぐるしばしば議論的となった長期賃貸借契約についても、営繕を目的とするのであれば認められるとするファトワーを発している⁽²⁴⁾。長期賃貸借契約については、アイユーブ朝期(1169～1250年)には行政官僚であったイブン・マンマティー(Ibn Mammātī, 1209年没)がすでにその存在を示唆する記述を残しているのにくわえ⁽²⁵⁾、オスマン朝期にはハンバル派とマールク派のナーイブ(カーディー代理)⁽²⁶⁾から承認を得たり、3年契約を複数締結することで90年を超える賃貸借の事例もみられたといわれている⁽²⁷⁾。

相場の賃料よりも廉価な賃料を定めてワクフ物件を賃貸することは、原則として認められないこととされていたが⁽²⁸⁾、イブン・ヌジャイムは借り手が見つからない場合には軽微な値下げであれば認める見解を示している⁽²⁹⁾。

これらのことから、ワクフの修繕・リノベーションに要する費用を賃借人に負担させる意図や、ワクフの収益確保と長期経営への配慮が読み取れる。

2. ワクフと質権

タラーブルスィーはワクフを担保とすることはその健全経営を阻害するため認められないと説きつつも、ワクフに設定された家屋を質入れし、質権者がそこに居住する場合には相場の賃料を支払う必要があると説明している。ここでのタラーブルスィーの見解は、一見矛盾しているようにもみえるが、ワクフを質物のようにあつかうことは極力避けるべきだが、もし仮に何らかの事情でワクフに設定された物件を質入れしなければならなくなった場合には、その健全経営を阻害しないように細心の注意を払わなければならないことを説明しているのだと考えられる。たとえ質権者であっても賃料を支払うことなくワクフに設定された家屋に居住すれば、その家屋は利益を生まなくなる。そのような状態を避けるべく、受益者が本来得べき利益が侵害されないように質権者からも賃料を徴収することが必要とされたのである⁽³⁰⁾。

それにたいしてイブン・ヌジャイムは、ワクフと質権が設定された物件の賃貸借について議論している。それによれば、賃貸借契約の満了はその他の契約を解除する理由とはならず、物件は弁済の日まで質権者の占有下にある。弁済後はワクフの状態が継続するが、もし弁済前に質権設定者が死去した場合には、物件を売却して弁済費に充当する⁽³¹⁾。この設例では、1つの物件のうえに複数の契約を締結することが想定されているが、このことはイスラム法にもとづく不動産の所有関係の特質⁽³²⁾を示している。すなわち、不動産をめぐる権利関係を重層化・細分化して把握するイスラム法の認識方法は、たしかに現実社会における取引や契約にも影響をおよぼしているのである。

3. ワクフ経営における資金の借入れ

タラーブルスィーは資金の借入れにたいしては比較的寛容な態度を示しているが、その条件として、カーディーの許可を得ること、借入れはワクフの収益が一切残っていない場合に限ること、そして返済はワクフの事業収益からこれを充当することを挙げている⁽³³⁾。それにたいしてイブン・ヌジャイムは、借入れは原則として認められないと説きつつも、例外としてワクフの福利 (maṣlaḥa) のためであれば特定の条件下で借入れが認められると説明する。その条件とは、寄進者の命令にもとづく借入れであること、カーディーの許可を得ること、賃貸条件を緩和しないこと、ワクフの事業収益から弁済費を充当することである。イブン・ヌジャイムは、借入れにさいしてタラーブルスィーとほぼ同じ条件を挙げているが、興味深いことに後払い売買 (掛売り) による実質的な借入れの方法を説いてもいる⁽³⁴⁾。

タラーブルスィーとイブン・ヌジャイムの見解を比較すると、共通点と相違点が明らかとなり、両者が生きた時代のエジプトのワクフをめぐる状況が浮かび上がってくる。ワクフ経営における借入れをめぐることは、両者ともにカーディーの許可が必要だという点、事業収益から返済資金を捻出することを求めている点では共通しているが、タラーブルスィーはどちらかといえば借入れを推奨し、イブン・ヌジャイムは慎重な姿勢を示している。ただし、イブン・ヌジャイムと一概に借入れの実施を否定していたわけではない。ワクフのための借入れは、「ワクフの福利のためにそれが必要とされる」かぎりにおいて認められるのである⁽³⁵⁾。

くわえて、イブン・ヌジャイムは「寄進者が管財人に命じたのであれば」ワクフのための借入れが認められると説明している⁽³⁶⁾。寄進者の意向を尊重する姿勢は、イブン・ヌジャイムの主張を支える特徴の1つであるが⁽³⁷⁾、彼の借入れにたいする慎重な姿勢は、

当時のエジプトでは寄進者の意向よりも目先の利益を優先させて賃貸条件を緩和する管財人が存在したことを示唆する。賃貸条件の緩和とは、具体的には相場の賃料を下回る価格帯での契約締結をさしていると考えられるが⁽³⁸⁾、それにより、短期的には経営状況が改善したとしても、所期の収益を得ることができない以上、長期的にはワクフに損失をもたらすことは避けられない。タラーブルスィーは、資金の借入れによるワクフの経営状況の立て直しに期待していたのにたいし、イブン・ヌジャイムは見通しの甘い借入れが逆に経営状況を悪化させることを懸念しているようにも読み取れる。ワクフの長期経営にたいする両者の見解の違いは、資金の借入れがワクフ経営におよぼす影響が両者の生きた時代で異なることの傍証だとみなすこともできよう。とはいえ、イブン・ヌジャイムが借入れに慎重な見解を示しながらもその具体的な方法を説いていることは、ワクフ経営の難しさを象徴的に物語っている⁽³⁹⁾。

4. ワクフの廃止

どうしても継続が困難になったワクフは、廃止することとなる。タラーブルスィーは不慮の事故や管理不行き届きによってワクフが荒廃した場合には、そのワクフは廃止され、ワクフ物件の瓦礫が寄進者あるいはその法定相続人の許にわたることを説明している⁽⁴⁰⁾。イブン・ヌジャイムもまた、ワクフが荒廃した場合にはその瓦礫の売却益を代わりとなるワクフの購入費に充てるか、それが無理ならば瓦礫は寄進者もその法定相続人もいない場合には貧者のために用いることを説いている⁽⁴¹⁾。

イブン・ヌジャイムの議論で特徴的なのは、廃止となったワクフの書面上でのあつかいや⁽⁴²⁾、いったん廃止されたワクフの取りあつかいについても言及していることである⁽⁴³⁾。すなわち、イブン・ヌジャイムは、荒廃したワクフをめぐる具体的な手続きにつ

いても説明している。くわえて、寄進者不明のワクフが荒廃した場合については、イブン・ヌジャイムはそのワクフの所在地である街区の住民がこれを貧者のために施しとして提供することを説く⁽⁴⁴⁾。これにより、街区住民はたとえ自身ではワクフに設定する財産を持たなかったとしても、共同で善行を積んだことになるのである。こうしたいわば街区住民による「貧者の一灯」は、喜捨の精神にもとづく慈善行為とみなすことができるため、貧者にとって益があるのみならず、街区の住民にとっても宗教的な意味を有したのである。

5. 債務者によるワクフ

これまでは、基本的に1度立ち上げられたワクフをいかに継続させるかが主な論点であったが、債務者によるワクフをあつかった設例では、寄進の動機が重要になってくる。たとえば、債務者が返済を免れるために財産をワクフに設定したのだとすれば、そのワクフは有効なのであろうか。

この問題について検討するさいの手掛かりとなるのが、イブン・ヌジャイムのファトワーである。彼によれば、負債がある人物が全財産をワクフに設定した場合、そのようなワクフは有効ではないためカーディーによって売却され、債権者たちに貸与額に応じて分配される⁽⁴⁵⁾。また、自らの財産を上回る借入金を有する人物が病に臥した状態で財産をワクフに設定した場合、そのようなワクフは有効ではないため、やはり売却されて借入金の返済に充てられる⁽⁴⁶⁾。後者の設例では、いわゆる「死の病⁽⁴⁷⁾」に臥した状態でワクフを設定するケースが想定されており、借金から逃れようとする寄進者の意図が見え隠れする。

このような個別事例そのものが有する特殊性が興味深いことはいままでもないが、他方で誰がこのファトワーを欲しがったのかを問うこともまた、この設例がどのような現実を反映しているかを考えるうえで重要である。たとえば、全財産をワクフに設定した人物や、

病に臥した状態で家屋や土地をワクフに設定した人物を想定した設例では、債務者（高齢者）が借入金の返済を回避するために財産をワクフ化することを懸念した債権者が、それを封じるために事前にファトワーを取得していたと考えることができる。

しかし、イブン・ヌジャイムは別のファトワーにおいて、債務を抱えた人物が財産をワクフに設定した場合、ワクフの収益からの弁済を条件づけていれば認められると説明している⁽⁴⁸⁾。この設例でも、誰がどのような目的でこのようなファトワーを必要としたのか、が重要である。たとえば、なんらかの事業（たとえば石鹸や繊維製品をあつかう製造業、あるいは宿泊業など）を立ち上げたい人物が事業収益を弁済の原資とすることを条件に資金を借入れて建物や土地をワクフに設定するケースや、債務を抱えた人物が弁済費用を捻出するために不動産をワクフに設定して運用益を生み出すことを考えているケースなどが想定できよう。

ところで、ワクフの収益からの弁済を条件づけて財産をワクフに設定する設例において、債務者はなぜ財産をワクフに設定する必要があるのであろうか。財産をワクフに設定することなく、担保にして資金を借入れることも可能だったはずである。あるいは、わざわざワクフに設定することなく、自らが有する不動産を効率的に運用して収益を生み出す選択肢もあったはずである。だが、イブン・ヌジャイムのファトワーが示唆するように、財産をワクフに設定しておくことには大きな利点があった。この利点を理解するためには、11世紀以降に少しずつ進んだ契約のあり方の変化を踏まえておかなければならない。

Ⅲ. 不動産運用の一般化と契約的枠組みの後景化

1. 契約にもとづく賃貸借関係と侵奪

ハナフィー派の学説では、商品 (commodity)

とはそれが必要になるまで蓄積または貯蔵が可能であるものと定義され、人間の労働も土地の生産的利用もその意味では商品にはなり得なかった。これらを計算可能な価値を有する商品に転化するためには、契約をつうじて実体化する必要があった。それゆえ、賃貸借などの使用利益を対象とする取引は、契約を締結することによってはじめて成立した。ただし、賃料の支払い義務は、契約そのものから生じるのではなく、賃借人が賃貸借契約にもとづいて不動産を使用収益できるという事実から生じる。そのさいの賃料は、契約上の合意によって決定され、売買契約における価格と同じ役割を果たす。しかし、契約によって取り決めた賃料が著しく廉価な場合、賃貸人の賃貸収入は少なくなる。とりわけワクフに設定された不動産において、賃貸収入が過小にしか得られなければ、その永續性を担保することが難しくなる。そこで法学者たちは、賃料にかんする別の概念を生み出した。それは、同等の質と規模の不動産で得られる賃料の平均価格にもとづき決定される「相場の賃料」(ajr al-mithl) という概念であった。このような概念が案出されたことは、法学者たちが特定の種類の財産を保護する必要性を実感していたことを示唆しており、ワクフはその典型であろう。約定賃料が相場の賃料を著しく下回り、そのことがワクフに損失をもたらす場合には、賃貸人(管財人)あるいはカーディーが当該契約を解除することができるという見解も生まれた。ただ、約定賃料と相場の賃料のいずれを適用すべきかについては学派内でも意見の対立があり、約定賃料の有効性を支持する見解は、小作人の利益を保護する観点から依然として影響力を持っていた。

不動産の賃貸借において契約が有する重要性にくわえ、本稿の議論との関連で踏まえておかなければならないのは、侵奪をめぐる認識である。なぜなら、賃貸人の利益の保護にかかわる学説は、賃貸借関係を侵奪と同一視することによって成立したと考えられるから

である。従来のハナフィー派の学説では、賃貸借関係にもとづく賃料の支払いと侵奪にたいする補償は明確に区別されていた。不動産をめぐるのは、賃貸借契約や分益小作契約を締結していないのであれば、その使用利益は商品価値を有しないため、たとえ誰かが不法な手段で利用したとしてもその間の賃料が支払われることはない⁽⁴⁹⁾。他方で、ある人物が不動産を侵奪した場合、侵奪者は不法に取得したもの(不動産およびその付随物)を返還するとともに、自らの行為によってその資産価値が低下した場合には賠償金の支払いが求められたが、この賠償金は賃料とはみなされない。かといって、侵奪者に当該期間中の賃料の支払いが求められることはない。なぜなら、賃料の支払い義務を生じさせるためには、それに先立って契約が締結されている必要があるからである。契約の重要性は、まさにこの点に求められる。この前提にもとづけば、ある人物(賃貸人)が不動産を賃貸し、それを使用収益する人物(賃借人)が対価として賃料を支払うことを契約によって定めていたとしても、第三者が当該不動産を侵奪した時点で賃借人はそれを使用収益できなくなるため、賃料の支払い義務はなくなる。しかし、賃貸人は当然のことながら侵奪者とは契約を締結していないため、その不動産の資産価値の低下こそ補償されても、その間に賃借人から徴収できたはずの賃料は補償されない。かくして、賃貸人は期待収益を失うことになる⁽⁵⁰⁾。

2. ワクフ、孤児の財産、営利物件にたいする特別な配慮

しかしながら、11～12世紀ごろから賃貸借契約にもとづく賃料の支払いと、侵奪にたいする補償の区別が曖昧になってゆく。12世紀の中央アジアでは、ワクフに設定された不動産を侵奪することは相場の賃料の支払い義務を生じさせるとする見解がみられるようになるとともに、不動産がワクフあるいは孤児の

財産である場合には、相場の賃料を著しく下回る価格帯での賃貸借契約は侵奪と同一視され、相場の賃料の支払い義務を生じさせると主張する法学者も現れた。この考え方は、ワクフと孤児の財産のみならず、賃貸に供することで運用することを想定した営利物件にも適用されるようになり、所有権や契約を根拠にその使用利益を享受したとの弁明がなければ、相場の賃料の支払い義務が生じることとされた。12世紀時点では、ワクフ、孤児の財産、および営利物件の利益の保護をめぐるこのような考え方の実効性は依然として限定的であったが、契約にもとづかない賃料を認めている点で、この見解は明らかにそれ以前の学説とは異なる特質を有していた。

11～12世紀にはじまった賃料をめぐる認識の変化を体系化したのが、マムルーク朝およびオスマン朝の法学者であった。12世紀以降に発達した学説は、明らかに土地を有する富裕層の存在を前提にしており、小農に配慮するかたちで形成されたそれ以前の学説とは、その性質を大きく異にしていた。そして、マムルーク朝およびオスマン朝の法学者は中央アジアで発達した学説を取り入れつつ、賃貸人の利害に配慮する新たな不動産運用の枠組みを案出した。それは、侵奪された不動産がワクフもしくは孤児の財産である場合、相場の賃料の支払い義務が生じるというものであり、とくにワクフと孤児の財産は、たとえ正当な所有者から購入したと思っていたとしても、あるいは自身や父親の土地を耕作しているのだと思っていたのだとしても、使用を開始した時点で遡って相場の賃料を支払う必要があった。

この不動産運用の枠組みのもとでは、ワクフ、孤児の財産、そして条件つきではあるが営利物件も含めた3類型に該当する不動産を所有する者は、侵奪からも、また不当な契約による期待収益の損失からも保護されることとなった。このことは、それまでの契約的枠組みの重要性が相対的に低下したことを意味

する。不動産の使用利益をめぐる議論において、賃料の支払い義務を生じさせる契約と、契約上の合意によって決定される約定賃料は、もはや決定的な意味を有しない。不動産のじっさいの使用が、自動的に賃貸借関係に転換され、賃料の支払い義務を生じさせるとともに、その金額は契約上の合意によって決定されるのではなく、相場の賃料にもとづき決定される。この学説が、侵奪や廉価な賃料での賃貸による経済的不利益から不動産を所有する人物を保護することを目的としていることは明らかである⁽⁵¹⁾。

かくして、不動産を運用するさいにそれがワクフであるか否かが法的に重要な意味を持つようになった。不動産をワクフに設定しておけば、約定賃料が相場の賃料よりも著しく廉価である場合や、侵奪によって一定期間不動産からの収入が得られない場合であっても、補償が得られるからである。このような学説は、土地を所有し、その賃貸収益で生活する富裕層の存在を前提にしなければ発達しえない。つまり、時代の経過とともに賃貸借をつうじた不動産運用が一般化し、賃貸人の経済的利害に配慮する現実的必要性が、契約的枠組みの後景化を帰結したのである。

IV. 規範学説との比較

ここまで、15～16世紀エジプトのワクフをめぐる状況を同時代の法学書の議論に依拠して検討したうえで、ワクフの運用方法の多様化を推し進めた要因を、11～12世紀以来の中央アジアでみられるようになった賃貸借関係をめぐる認識の変化と、それがマムルーク朝およびオスマン朝において新たな学説として発達し定着する過程のなかに探ってきた。さいごに、本稿で検討した15～16世紀エジプトの法学書の内容を、それ以前のエジプトの法学書および規範的法学書⁽⁵²⁾の内容と比較する。それにより、学説の継承・伝播の態様やその変容を明らかにするための手掛かりを得

ることにもつながるだろう。

ワクフ経営における営繕へのつよい関心は、どの時代の法学書においても共通してみられる。ヒラルル・アッラーイ (Hilal al-Ra'y, 859年没) は、ワクフに設定された家屋について、「[家屋を] 賃貸し、[その結果] 神がその収益からもたらしたすべてのもののうちその一部をまずは営繕や修築のために支出することからはじめ、それでもなお超過したもの(余剰)は貧者のために支出すること⁽⁵³⁾」と述べる。何よりもまずワクフの維持・管理を最優先に考え、それでもなお資金に余裕がある場合にはワクフの究極的な目的である慈善のために支出することを説いていることから、ワクフに求められた永続性がいかに大きな意味を持っていたのかがわかるだろう。また、アッバース朝期のバグダードで活躍した法学者クドゥーリー (Qudūrī, 1037年没) は、「ワクフに設定された建物およびその備品のうち損壊したものは、法官が必要だと認めればそれを当該ワクフの営繕のために活用する [ことができる]。その必要がなければ [ワクフの] 営繕が必要となるまで [損壊物を] 保管しておき、[じっさいに必要となったときには] そうすること。[損壊物を] ワクフの受益者の間で分配することは認められない⁽⁵⁴⁾」と述べ、損壊したワクフの一部が受益者の手にわたることに懸念を示している。おそらくは、受益者が本来得るべき手当にくわえて損壊した瓦礫などの売却益を取得するケースが想定されているのだと考えられるが、瓦礫の売却がワクフの永続性の原則に反することは明らかである。損壊しているとはいえ、ワクフに設定された物件の一部はその所有権の移転が停止されているため、売却は認められない。

さらに時代が下ると、ワクフの損壊や営繕にかんする記述がより具体的になってゆく。イブン・マーザ (Ibn Māza, 1219/20年没) は、ワクフに設定された建物から何か落下した場合、それはもともとワクフの一部

なのであるから可能であればもとに戻すことが必要であるが、それが不可能なのであれば落下物を売却し、その売却益をワクフの修繕のために支出するべきだと説明する。売却益の一部でも貧者のために支出することは、認められない。なぜなら、ワクフの受益者である貧者は、あくまでワクフの収益にたいして権利を有するのであり、落下物の売却益はそれに相当しないからである⁽⁵⁵⁾。14世紀エジプトの法学者ザイラーイ (al-Zayla'ī, 1342年没) は、受益者が損壊物を取得することができない理由をより具体的かつ適確に説明している。すなわち、建物の修繕は不可避であるが、瓦礫が残っていなければ修繕ができず、寄進者の目的を実現することができなくなるからである。受益者はあくまでワクフの使用利益を享受する権利(用益権)を有するのであって、ワクフの物自体に権利を有するわけではない。ザイラーイは続けて、瓦礫が使用に耐えないなどの理由で修復が困難な場合には、それを売却し、その対価で以て営繕を実施することを説いている。この対価は、売却した瓦礫の代わりとなるものであるため、それを営繕のために支出することが求められる⁽⁵⁶⁾。イブン・マーザとザイラーイは、想定しているのが建物の損壊部分のみであるとはいえ、交換を前提としてワクフを売却することを説いている。実のところ、エジプトの法学者タハーウィー (al-Taḥawī, 933年没) は、ハナフィー派の学祖の1人に数えられるアブー・ユースフ (Abū Yūsuf, 798年没) が、より収益性の高い不動産を取得してワクフに設定することを前提に既存のワクフの売却を認める見解を示していることを紹介している⁽⁵⁷⁾。ただし、その根拠や具体的な取引方法が示されることはなく、説明はきわめて簡素である。それにたいしてイブン・マーザやザイラーイは、売却が認められる根拠や、それがワクフの営繕を目的とすべきであることを説明しているとともに、ワクフの売却を認めることによって生じる可能性がある問題、す

なわち受益者が損壊物やその売却益を取得することについても論じている。初期の学説にみられる説明の抽象性と簡素さは、ワクフの売却があくまで理論的にしか捉えられていなかったことを、その後の学説にみられる叙述の具体性や想定される問題の多様性は、ワクフを売却する慣行が少しずつ現実味を帯びてきたことを示していると考えられよう。

ワクフの長期賃貸借契約は、法学者の間でたびたび議論的となったテーマであるが、イブン・マーザは長期間賃貸することによってワクフ物件が損壊する恐れがある場合には、契約を解除できるとする学説を紹介している⁽⁵⁸⁾。賃貸借期間の制限は、約定賃料と相場の賃料の乖離によるリスクから賃貸人の利益を保護するための方法として発達したと考えられるが、まずは中央アジアで賃貸借期間を制限する傾向がみられるようになった⁽⁵⁹⁾。そしてその後、この慣行が東地中海地域にも伝播したと推察できる。なぜなら、中央アジアからのハナフィー派法学者の移動に伴いエジプト、シリア、アナトリアなどの東地中海地域にハナフィー派法学の新たなネットワークが形成されたからである⁽⁶⁰⁾。長期賃貸借契約をめぐる学説も、ハナフィー派法学者たちの一連の移動の過程で中央アジアからもたらされたと考えるのが自然だろう。

また、イブン・マーザは、管財人がある人物に賃料を支払うことなくワクフに設定された物件に居住することを許可した場合について、当時の認識が初期の法学者のそれとは異なることを指摘している。ヒラール・アッラーイによれば、その居住者は何も負担する必要はないと述べたが、イブン・マーザと同時代の法学者たちの多くは相場の賃料の支払いが必要だと考えていた⁽⁶¹⁾。つまり、初期の法学者が想定していなかった問題が賃料をめぐる認識の変化を生んだのであり、それすなわち、賃貸人の利益に配慮する現実的必要性であった。他にもイブン・マーザは、管財人がワクフに設定された住居を相場の賃料より

も廉価で賃貸し、その賃料が「人びとが互いにそのような騙し合いはしない」程度、すなわち悪質な欺罔と捉えられ得るほどの価格⁽⁶²⁾であった場合には、法学者たちが適切だとみなす価格帯の相場の賃料を支払う義務が生じることを説明している。やはりここでも、念頭に置かれているのは賃貸人の利益であり、約定賃料よりも相場の賃料が優越するという12世紀以降の中央アジアでみられるようになった新たな認識を反映している。ワクフと質権をめぐるイブン・マーザの見解も同様に、相場の賃料の重要性にもとづいている。すなわち、ワクフを質入れしてそこに質権者が居住する場合、それが営利物件であるか否かにかかわらず相場の賃料が発生する⁽⁶³⁾。タラーブルスィーがこの見解を踏襲していることは、先に検討したかれの議論がイブン・マーザのそれとほぼ同じであることから明らかであろう。

以上の事例からもわかるように、一般に、東方で発達した学説がだんだん西方に伝播するパターンが多く観察される。したがって、エジプトの法学書と、マー・ワラー・アンナフル⁽⁶⁴⁾や中央アジアの法学書を比較検討する作業が今後進められなければならない。またそれと同時に、ワクフをめぐる新たな学説がエジプトの慣行をどの程度取り込んだのかを明らかにするためには、エジプトを拠点に活躍した法学者についても、時代ごとに検討する必要があるだろう。本稿で取り上げた事例はごくわずかなので、学説相伝の態様をより具体的に明らかにするためには、法学書の多角的検討が求められる。

まとめと今後の展望

以上、ワクフ経営をめぐる15～16世紀エジプトの法学者の所論を、それ以前のエジプトの法学者および古典学説との比較も交えながら検討してきた。結びにかえて、ここまでの議論をまとめたくて本稿の意義と貢献を再

確認し、今後の展望を示しておこう。

まず指摘しておかなければならないのは、ワクフの永続という目的自体はどの法学者の見解においても共通して重視されていたことである。ただし、そのために求められる措置は、地域によっても、また時代によっても異なった。それはとりもなおさず、ワクフが永続することを原則としながらも、現実社会においては多様な形をとり得たことを意味する。社会や人びとの行動・思考の様式が変化すれば、ワクフをめぐる状況もより複雑化する。その結果、ワクフを継続させるための方法もまた多様化していったのである。

また、全体的な傾向として、初期の法学書に比べて後世の法学書のほうが叙述がより具体的かつ網羅的になってゆくことも確認できる。ワクフの損壊や営繕をめぐる議論においては、後世の法学者ほど損壊物や売却益について具体的に説明する傾向が確認でき、ワクフが荒廃したさいの取りあつかいや手続きについてのイブン・ヌジャイムの仔細な説明は、15～16世紀エジプトにおける荒廃物件の多さを示唆する。イスラム法がまだ体系化される以前においては、不動産全体に占めるワクフの割合も小さく、その廃止をめぐる議論はそれほど必要がなかったのかもしれない。しかしながら、現実社会においては不動産の経年劣化やそれに伴う資産価値の低下は不可避であり、時代を下るにつれてワクフの継続をめぐる問題が顕在化することとなる。はやくも10世紀のエジプトでワクフの売却をめぐる理論的考察がみられ、そして14世紀のエジプトでは同じ問題がより具体的な設例にもとづいて議論されるようになったことは、ワクフを取り巻く状況がより複雑化し、そのエジプトへの影響が看過できないほどに甚大化しつつあったことを意味する。またそれと同時に、初期に構築された法理論が現実社会の変化に応じて少しずつ修正されたことを如実に示している。そして、この理論的発展を可能にしたのが、法学書をつうじて体系的に表現さ

れる法学説であった。

ワクフをめぐる状況の変化は、それ以前には想定されていなかった現象や問題を引き起こし、法が変化する契機を生み出す。このことがとりわけワクフをめぐる法理論の観点から問題となるのは、ワクフに求められた永続性があくまで理念的なものにすぎないことが、時代の経過に伴うワクフの増や物件の荒廃によって明らかとなるからである。理論はつねに現実的裏づけを必要とするため、理論と現実の対応関係を担保するためには理論を変えざるを得ない。学派において伝統的に継承されてきた学説の総体としての法理論は、かくして、問題が生じるたびに変容の危機にさらされる。

しかしながら、後世の法学者は学説そのものを維持したままその解釈を変えることで、理論と現実を調和させる方法を生み出した。それにより、ワクフの永続についてもいくつかの解釈が可能となった。すなわち、寄進時とまったく同じ条件でワクフを経営するのか、それとも受益者への利益の配分を永続的に実施することを重視するのか、あるいはどのようなかたちであれ慈善目的が達成できるのであれば物件の運用方法や受益者は変更しても構わないと考えるのか、などである。学派形成期の学説でワクフの永続が意味したのは、当然のことながら寄進時と同じ条件での経営であろうが、その後の法学者たちがワクフの永続を第2、第3の意味で捉えたことは、新たな契約形態や法規定が生まれたことから明らかである。ワクフが市井の人びとにとってより身近な財産行為となったことも、ワクフの多様化と関係しているだろう。すなわちワクフは、それを利用する人びとに様々な利益や便宜をもたらしたが、人びともまた相続や資金調達などの社会経済的な目的を実現するためのチャンネルとしてワクフを利用するなかで、新たな運用方法を生み出していった。

ワクフ研究は、法の変化の論理と態様を個

別事例にそくして明らかにすることができる点で、法社会学の観点からの貢献が期待できる。というのも、ワクフに求められた理想的永続性を現実社会において創り出すためには、法そのものを書換えざるを得ず、ワクフをめぐる新たな契約形態や法規定がどのように正当化・合法化されたのかを検討することで、イスラム法が社会との関係のなかでかたちを変えてゆくプロセスを明らかにすることができるからである。

また、ワクフの運用方法の多様性を踏まえれば、比較の作業をつうじて地域ごとの特質や学説相伝の態様を明らかにする研究も今後進められなければならない。たとえば、18～19世紀ダマスカスでは、ムルサドと呼ばれる融資方法が普及していたが、その仕組みはオスマン朝の都市部でみられたイジャーレティンとほぼ同じであったことから、三浦は「実質的には、ワクフ物件を合法的に売買することと同じ効果をもっていた」と述べる⁽⁶⁵⁾。エジプトでも同様に、フルーウやヒクルなど、名称こそ異なるもののイジャーレティンに類似した長期賃貸借契約が理論上は存在したことが知られている⁽⁶⁶⁾。これらの長期賃貸借契約が、果たしてオスマン朝の影響下において発達したものなのか、それともエジプトやシリアに固有の慣行に由来するのを見究めるためには、規範学説との関係を念頭に置きながら時代縦断的かつ地域横断的に法学書の比較検討をする必要がある。そのさい、「いつ」そのような慣行がみられるようになったかのみならず、「どのように」してそのような慣行が正当化されたのかが問われなければならない。オスマン朝による征服以後にそのような慣行がみられるようになったからといって、それがオスマン朝の影響によるものと断定すれば、オスマン朝支配下の諸社会でみられるようになった現象をすべからずオスマン朝の特質に結びつける従来の研究と同じ轍を踏むことになる。

さいごに、法学書の内容を法廷記録のそれ

と照合することで欠落した文脈を補う作業が進められなければならない。堀井は、規範的法学書では法と社会実態との関係はみえにくいことを指摘しているが⁽⁶⁷⁾、同様のことは多くの法学書にも当てはまるだろう。というのも、一般に、法学書では設例によって例示される具体的な問題についてのいくつかの学説が列挙されるが、そのなかからカーディーがどの学説をじっさいに適用したのかは、やはり法廷記録を参照しなければ明らかにできないからである。法学書に記された社会の側面を、ワクフ関連文書や法廷文書などの実記録によって裏づけてゆく作業をつうじて、ワクフ経営の実態をより多面的に明らかにすることができるだろう。

【注】

- (1) アラビア語でシャリーアと呼ばれる。その特徴は、19世紀に至るまで成文化されることなく学説の体系として発展してきた点に求めることができる。コーラン（啓典）を第一義的な法源とし、それを補う第2の法源として預言者の言行（ハディースと呼ばれる伝承によってそれを知る）が重視されたが、第3、第4の法源である共同体の合意（イジュマー）や類推（キヤース）も、法形成において重要な役割を果たした。これらの法源のうちいずれをどの程度重視するかによって解釈に幅が生まれ、法学派が形成されたが、スンナ派においては最終的にハナフィー派、シャーフィー派、マリック派、ハンバル派の4つが正統法学派として公認されるに至った。堀井聡江『イスラム法通史』山川出版社、2004年、66～140頁。
- (2) 著名な法学者がワクフをどのように定義しているかについては、久保亮輔『前近代エジプトにおけるワクフ経営のダイナミズム：法学説と現実』（刀水書房、2024年）36～40頁を参照のこと。
- (3) 法廷は、裁判の場であるのみならず、不

- 動産の登記や賃貸借、売買、婚姻、相続など日常生活で交わされる契約や取引の認証の場でもあった。三浦徹「裁判制度（イスラムの）」山本博文ほか編『歴史学事典』（第9巻「法と秩序」）弘文堂、2002年、252～53頁。
- (4) ワクフの概要については、久保亮輔「ワクフの宗教的・社会経済的意義」Qalawun VR Project（深掘り解説）2021.05.25. (https://qalawun.aa-ken.jp/blog/20210525_530/, 最終アクセス2024年8月7日)でも論じたことがある。
- (5) M. M. Amīn, *al-Awqāf wa-al-ḥayāt al-ijtimā'īya fī Miṣr, 648-923 H / 1250-1517 M*, Cairo, 1980, pp. 11～15.
- (6) イスラム法の許での財産をめぐる規定については、柳橋博之『イスラム財産法』（東京大学出版会、2012年）に詳しい。同書では、ワクフにかんする諸規定についても立項されており（同書637～66頁）、イスラム法の許で認められる／認められない取引や契約およびその根拠が、学派ごとに丁寧にまとめられている。
- (7) 寄進者が寄進時に任意の人物を指名することができ、存命中は自身が務めることもできた。管財人は、ワクフ経営においては収益の差配や吏員の任免にたいして権限を有するとともに、経営にかかわる他の吏員と比べても高額な給与が支給されることが多かった。そのため、まずは自身が管財人を務め、その死後は親族に管財人職を承継することを規定するワクフが多かった。
- (8) カーディーの役割は、法廷を主宰し判決を下すのみならず、契約や取引の認証や、証書の発行にまでおよんだ。三浦、前掲論文、252～53頁。
- (9) カーディーが現実社会への法の適用を主な任務とする実務法官だとすれば、法学者は執筆活動をつうじて学説を再生産・刷新し、学術的観点に立って現実社会への法の適用方法を探る法理論家であった。
- (10) たとえば、ワクフ経営においては物件の事実上の私物化を防ぐ目的から基本的に短期（1～3年）の賃貸借契約をつうじて運用することが求められたが、オスマン朝においてはイジャーレテイン（2つの賃貸借契約の意）と呼ばれる長期賃貸借契約の慣行がみられるようになり、投資目的で活用された（H. Cattān, “The Law of the Waqf,” in M. Khadduri & H. J. Liebesny [eds.], *Origin and Development of Islamic Law*, Washington D.C., 1955, p. 209；林佳世子「イスラム法の刷新：オスマン朝における新賃貸契約制度の誕生をめぐる」樺山紘一ほか編『イスラム・環インド洋世界』[岩波講座世界歴史14] 岩波書店、2000年、189頁）。また、現金を原資とする現金ワクフは、その投機性がワクフに求められた永続性の原則に反するとの認識から長らく違法とされてきたが、15世紀以降オスマン朝の都市部を中心にみられるようになり、年率10～15%の利率で貸付けることで運用されていた（M. Çizakça, “Cash Waqf of Bursa, 1555～1823,” *Journal of the Economic and Social History of the Orient* 38/3 [1995], pp. 313～54；林佳世子「16世紀イスタンブールの住宅ワクフ」『東洋文化研究所紀要』第118冊 [1992年]、249頁；同「都市を支えたワクフ制度：イスラム世界の宗教寄進制度の経済的側面」歴史学研究会編『ネットワークのなかの地中海』青木書店、1999年、279～82頁）。15世紀エジプトでは、原則として取消しや変更が認められないワクフにおいて、イスティブダールと呼ばれる取引形態が合法化されるに至った。この取引は、物件が損壊や経年劣化によって所期の目的を果たすことができなくなった場合に、同等かより収益性の高い物件と交換するか、もしくは交換を前提に売却するものであり、当初はその合法化に消極的であった法学者たちも、ワクフの永続に寄与するとの認識から次第に受け入れ

- ていった(久保亮輔「15~16世紀エジプトのイステイブダールをめぐる学説と現実の相克：ハナフィー派法学者の所論に立脚して」『オリエント』第64巻第1号 [2021年]、46~47頁)。
- (11) ワクフ設定文書が法廷での認証を必要とすることは先に述べたとおりであるが、これにくわえて規定の改変やワクフの増減・変更などの情報を記した追加の文書も含めて本稿ではワクフ関連文書と呼ぶこととする。
- (12) 権威ある法学者の許に持ち込まれた特定の問題についての照会事項と、それにたいする回答が記された文書のことをファトワーといい、ファトワーを発する資格を有する法学者をムフティと呼ぶ。ファトワーの典型的な形式については、小論でもいくつかの実例を挙げながらその概略を示した。久保亮輔「イスラム法学書を用いた社会経済史研究の可能性：オスマン朝征服期エジプトのワクフをめぐる議論に着目して」『一橋大学社会科学古典資料センター年報』第41号 (2021年)、9~13頁。
- (13) S. A. Ayoub, *Law, Empire, and the Sultan: Ottoman Imperial Authority and Late Hanafi Jurisprudence*, New York, 2020, p. 5.
- (14) Amīn, *op. cit.*, p. 98; D. Behrens-Abouseif, *Egypt's Adjustment to Ottoman Rule: Institutions, Waqf and Architecture in Cairo (16th and 17th Centuries)*, Leiden & New York, 1994, p. 145.
- (15) 三浦徹「19世紀ダマスクスのイスラム法廷文書(1)：サーリヒーヤ法廷をめぐる人間関係」『東洋文化研究所紀要』第135冊(1998年)、212頁(表1-2)。cf. S. 'A. I. Milād, "Registres judiciaires du tribunal de la Šālihiyya Nağmiyya: Etudes des archives," *Annales Islamologiques* 12 (1974), pp. 194~200.
- (16) C. インバーは、「現金と動産を寄進財として用いることを許容することで、オスマン朝の慣行は資力に乏しい人であってもワクフを設定することを可能にした」と述べ、オスマン朝においてワクフは市井の人びとにとっても身近な財産行為の選択肢の1つになったと説明する (C. Imber, *Ebu's-su'ud: The Islamic Legal Tradition*, Stanford & California, 1997, p. 146)。これまでの研究では、現金ワクフやイジャーレテインのようにワクフをめぐる新たな慣行はオスマン朝の特質と結びつけて論じられてきたが、今後は属州とされたアラブ諸地域の伝統や慣習とのつながりも視野に入れながら検討を進める必要があるだろう。
- (17) J. H. Escovitz, "The Establishment of Four Chief Judgeships in the Mamlūk Empire," *Journal of the American Oriental Society* 102 (3), 1982, p. 531.
- (18) 堀井聡江「古典イスラーム法学におけるタルフィーク (talfiq) 序説」『東洋文化研究所紀要』第169冊 (2016年)、418頁。
- (19) 代表的な研究として、B. Lellouch & N. Michel, *Conquête ottomane de l'Égypte (1517): arrière-plan, impact, échos*, Leiden, 2013; S. Conermann & G. Sen, *The Mamluk-Ottoman Transition: Continuity and Change in Egypt and Bilād al-Shām in the Sixteenth Century*, Göttingen, 2017; 熊倉和歌子『中世エジプトの土地制度とナイル灌漑』東京大学出版会、2019年。だが、これらの研究では基本的に征服事業や行財政機構にかかわる問題を検討しているため、支配の移行期にかんする研究をさらに深化させるためには市井の人びとの生活実態にも目を向ける必要があるだろう。
- (20) エジプトの司法体制の再編をめぐる問題については、現在、別稿を準備中である。
- (21) al-Sakhāwī, *Daw' al-lāmi' li-ahl al-qarn al-tāsi'*, 12 vols., Cairo, 1934~36, 1: 178.
- (22) M. Mundy & R. S. Smith, *Governing Property, Making the Modern State: Law, Administration and Production in Ottoman*

- Syria, London & New York, 2007, p. 13; G. Burak, *The Second Formation of Islamic Law: The Hanafi School in the Early Modern Ottoman Empire*, New York, 2015, p. 60.
- (23) Ibn Nujaym, *Fetâvâ İbn Nüceym*, Istanbul, Süleymaniye Library, MS Dügümlü Baba 165, p. 143. なお、この設例の分析については、久保『前近代エジプトにおけるワクフ経営のダイナミズム』76～77頁を参照。
- (24) Ibn Nujaym, *Fetâvâ İbn Nüceym*, p. 272. なお、この設例の分析については、久保『前近代エジプトにおけるワクフ経営のダイナミズム』78～79頁を参照。
- (25) Ibn Mammâtî, *Kitâb qawânîn al-dawâwîn*, Cairo, 1991, p. 357.
- (26) オスマン朝期には、イスタンブルから派遣されたハナフィー派のカーディーがエジプトの法廷を主宰するようになり、ハナフィー派を含めそれまでエジプトの法廷を主宰していたカーディーはナーイブの地位に格下げされた。以後、ナーイブは基本的にカーディーを補佐する権限しか有しないこととなり、ハナフィー派以外の法学派に相談が持ち込まれたさいには、エジプトの司法界の頂点に立つカザスケル（軍法官）の許可を得なければ、判決を下すことも、また取引や契約を認証することもできないこととされた。G. H. el-Nahal, *The Judicial Administration of Ottoman Egypt in the Seventeenth Century*, Minneapolis & Chicago, 1979, pp. 12～17.
- (27) Behrens-Abouseif, *Egypt's Adjustment to Ottoman Rule*, pp. 155～56; J. E. Baldwin, *Islamic Law and Empire in Ottoman Cairo*, Edinburgh, 2017, pp. 89～91. 時代はやや下るが、19世紀ダマスカスにおいても法学派の違いを利用して長期賃貸借契約を締結する事例が確認できる (T. Miura, *Dynamism in the Urban Society of Damascus: the Şālihiyya Quarter from the Twelfth to the Twentieth Centuries*, Leiden, 2016, p. 220)。
- (28) 柳橋『イスラーム財産法』660頁。
- (29) Ibn Nujaym, *al-Ashbāh wa-al-naẓā'ir 'alā madhhab Abī Ḥanīfa al-Nu'mān*, Beirut, 1999, p. 163, 232. なお、この設例の分析については、久保『前近代エジプトにおけるワクフ経営のダイナミズム』74～76頁を参照。
- (30) al-Ṭarābulusī, *al-Is'āf fī ahkām al-awqāf*, ed. Ş. M. Abū al-Ḥājjī, Amman, p. 139. なお、この設例の分析については、久保『前近代エジプトにおけるワクフ経営のダイナミズム』167～69頁を参照。
- (31) Ibn Nujaym, *Fetâvâ İbn Nüceym*, p. 122. なお、この設例の分析については、久保『前近代エジプトにおけるワクフ経営のダイナミズム』169～70頁を参照。
- (32) イスラム法においては、物自体 ('ayn) と用益権 (manfa'a) はそれぞれ独立に所有の目的となる。たとえば賃貸借契約は、所有者が物自体 (物件) を所有しながら、賃借人がそこに居住することで使用利益を享受することを定めたものである。すなわち、不動産の所有権の移転を伴うことなく、その用益権のみを取引の対象とする。この特徴が、信託財産の所有権の移転を停止するワクフの原理と合致したため、賃貸借契約がワクフのもっとも一般的な運用方法として普及したといえる。イスラム法における所有権については、柳橋博之「イスラーム法における所有権の構造」三浦徹・岸本美緒・関本照夫編『比較史のアジア：所有・契約・市場・公正』（東京大学出版会、2004年）47～65頁；同『イスラーム財産法』67～128頁を参照。
- (33) al-Ṭarābulusī, *Is'āf*, p. 139, 140. なお、この設例の分析については、久保『前近代エジプトにおけるワクフ経営のダイナミズム』171～73頁を参照。
- (34) Ibn Nujaym, *Ashbāh*, p. 162, 170; id., *Fetâvâ İbn Nüceym*, p. 121. なお、これらの

- 設例の分析については、久保『前近代エジプトにおけるワクフ経営のダイナミズム』173～78頁を参照。
- (35) Ibn Nujaym, *Ashbāh*, p. 162.
- (36) Ibn Nujaym, *Fetāvā Ibn Nūceym*, p. 121.
- (37) 久保「15～16世紀エジプトのイステイブダールをめぐる学説と現実の相克」44～46頁。
- (38) 久保『前近代エジプトにおけるワクフ経営のダイナミズム』173～74頁を参照。
- (39) 両者の見解の違いが意味すること、およびイブン・ヌジャイムの見解が有する矛盾については、久保『前近代エジプトにおけるワクフ経営のダイナミズム』175～78頁でも論じた。
- (40) al-Tarābulusī, *Is'āf*, p. 106. なお、この設例の分析については、久保『前近代エジプトにおけるワクフ経営のダイナミズム』179～80頁を参照。
- (41) Ibn Nujaym, *Fetāvā Ibn Nūceym*, pp. 124～25. なお、この設例の分析については、久保『前近代エジプトにおけるワクフ経営のダイナミズム』178～79頁を参照。
- (42) ワクフに設定された店舗が利益を生まなくなった場合には、ワクフ設定文書から削除されることを説明している。Ibn Nujaym, *Rasā'il Ibn Nujaym al-iqtisādīya: wa-al-musammāt al-rasā'il al-Zaynīya fī madhhab al-Ḥanaḥīya*, eds. M. A. Sarrāj & 'A. J. Muḥammad, Cairo, 1999, p. 168.
- (43) いったん廃止されたワクフに第三者が何らかの付加価値を生ぜしめた場合、その付加価値に要した費用は還付されることなく回収され、寄進者の法定相続人の許にわたることを説明している。Ibn Nujaym, *Rasā'il Ibn Nujaym*, p. 168.
- (44) Ibn Nujaym, *Rasā'il Ibn Nujaym*, 168. なお、この設例の分析については、久保『前近代エジプトにおけるワクフ経営のダイナミズム』182頁を参照。
- (45) Ibn Nujaym, *Fetāvā Ibn Nūceym*, pp. 122～23. なお、この設例の分析については、久保『前近代エジプトにおけるワクフ経営のダイナミズム』165～66頁を参照。
- (46) Ibn Nujaym, *Fetāvā Ibn Nūceym*, p. 126. なお、この設例の分析については、久保『前近代エジプトにおけるワクフ経営のダイナミズム』166頁を参照。
- (47) 死の病とは、経験上死に至ることが想定される病であり、かつ現実に死の直接の原因となった病その他の事由のことである。たとえば、病状が悪化し続けて死に至った場合や、発病してからまもなく死に至った場合には、死の病とみなされる。死の病の状態にある者が、死を予見して行なった婚姻や離婚などの身分行為や遺贈やワクフなどの財産行為は、相続人や債権者の財産上の権利を保護するために一定の制限に服することとされた。柳橋博之『イスラーム財産法の成立と変容』創文社、1998年、485頁；同『イスラーム財産法』590～91頁。
- (48) Ibn Nujaym, *Fetāvā Ibn Nūceym*, p. 120.
- (49) 柳橋はこの点を以下のように明快に説明している。すなわち、「使用利益は、賃貸借契約によって物に転化しない限り物ではなく、したがってある者が所有者の許可を得ないでその物を使用したりこれを第三者に転貸したとしても、所有者は使用利益の対価の支払いや賃料の引き渡しを請求することはできない」。柳橋『イスラーム財産法』660頁。cf. Johansen, *The Islamic Law on Land Tax and Rent*, pp. 32～33.
- (50) 侵奪者による目的物の返還および賠償、侵奪が継続している期間中の使用利益やその対価としての賃料については、ハナフィー派の学説に依拠しながら柳橋も簡潔にまとめている。柳橋「イスラーム法における所有権の構造」56～61頁。
- (51) 賃貸借慣行の変容をめぐる以上の議論は、ヨハンセンの研究に依拠しつつ筆者が本稿の内容にかかわる論点を抽出して再構成したものである。Johansen, *The Islamic*

- Law on Land Tax and Rent*, pp. 28～43, 66～68; id., “Legal Literature and the Problem of Change: The Case of the Land Rent,” in B. Johansen, *Contingency in a Sacred Law: Legal and Ethical Norms in the Muslim Fiqh*, Leiden & Boston, 1999, pp. 454～64.
- (52) 堀井は、各学派において10世紀ごろまでに確立した学説を規範学説、規範学説を体现する法学書のことを規範的法学書と呼んでいる。10世紀以降のイスラム法学は、規範学説の解釈と適用の時代に入ったが、過去に著された権威ある法学書の註釈や提要をつうじて規範学説は再生産された。堀井『イスラーム法通史』114～16頁。
- (53) Hilal al-Ra’y, *Kitāb ahkām*, Haydarabad, 1936～37, p. 206. なお、亀甲括弧は文意を明らかにするための筆者による補足、丸括弧は筆者による説明を示す。
- (54) al-Qudūrī, *The Mukhtaṣar of Imām Abū’l-Husayn Aḥmad ibn Muḥammad ibn Aḥmad ibn Ja’far ibn Ḥamdān al-Qudūrī al-Baghdādī (362 AH-428 AH): A Manual of Islamic Law according to the Ḥanafī School*, London, 2010, p. 326. なお、亀甲括弧は文意を明らかにするための筆者による補足、丸括弧は筆者による説明を示す。
- (55) Ibn Māza, *al-Muḥīṭ al-burhānī li-masā’il al-mabsūṭ wa-al-jāmi’ayn wa-al-siyar wa-al-ziyādāt wa-al-nawādir wa-al-fatāwāwa-al-wāqī’āt mudallala bi-dalā’il al-mutaqaddimūn rahima-hum Allāh*, 25 vols., Karachi, 2004, 9: 28.
- (56) al-Zayla ‘ī, *Tabyīn al-ḥaqā’iq sharḥ kanz al-daqa’iq*, 6 vols., Bulaq, 1896, 3: 328. なお、ワクフの一部が滅失した場合の対応については、柳橋『イスラーム財産法』662頁も参照のこと。
- (57) Ṭaḥāwī, *Mukhtaṣar ikhtilāf al-‘ulamā’*, 5 vols., Beirut, 1995, 4: 166.
- (58) Ibn Māza, *Muḥīṭ*, 9: 32.
- (59) Johansen, *The Islamic Law on Land Tax and Rent*, p. 34; 堀井『イスラーム法通史』167～72頁
- (60) Ayoub, *Law, Empire, and the Sultan*, p. 34.
- (61) Ibn Māza, *Muḥīṭ*, 9: 32.
- (62) 法学書では、取引や契約により当事者に不当な損害が生じるケースを想定した設例がみられ、なかにはじっさいに生じた係争をもとに議論していると考えられるものもある。具体的には、約定価格が適正価格（賃料であれば相場の賃料）から著しく乖離した状態での取引や契約をさし、その結果生じた損害は法学書ではしばしば「過剰損害」(al-ghabn al-faḥīsh) の語で表現された。柳橋『イスラーム財産法』384～88頁；大河原知樹・堀井聡江ほか編『オスマン民法典（メジェッレ）の研究：売買編』NIHU プログラム「イスラーム地域研究」東洋文庫拠点東洋文庫研究部イスラーム地域研究資料室、2016年、11頁。
- (63) Ibn Māza, *Muḥīṭ*, 9: 32.
- (64) アラビア語で「川のかなたの地」を意味し、アラブの征服以後、アム・ダリヤ以北のオアシス地域をさす語として用いられてきた。ギリシア語では、当該地域をさす語として歴史的にトランスオクサニアの呼称が用いられてきた。現在は、ウズベキスタンやタジキスタンの領土となっている。
- (65) 三浦徹「19世紀ダマスクスのイスラム法廷文書(2)：サーリヒーヤ街区における社会経済関係」『東洋文化研究所紀要』第137冊(1999年)、316～18頁。
- (66) Behrens-Abouseif, *Egypt’s Adjustment to Ottoman Rule*, p. 154.
- (67) 堀井『イスラーム法通史』162～63頁。